

上田市霊園条例の一部改正について

1 改正の概要

上田市霊園において合葬式墓地を新たに整備し、令和8年度からの供用開始に向け、利用手続等に関する規定を新たに整備するとともに、条文の表現をより明確にするための所要の改正を行うものである。

2 改正の背景

合葬式墓地は、一つの大きな墓に多くの遺骨を共同で収蔵する施設であり、墓の購入、管理及び供養等に係る負担の軽減や将来的に墓を管理する承継者等がいない、いわゆる「無縁墓」となるリスクを回避できるなどのメリットがある施設である。

上田市においても少子高齢化や核家族化の進行等、社会情勢の変化を背景に、合葬式墓地のニーズが高まり、整備に向けた検討・協議を進め、令和6年度から整備事業に着手し、令和8年2月には施設が完成する見込みである。

合葬式墓地は、個別埋蔵方式（焼骨を骨壺に入った状態で一定期間納骨棚に保管し、保管期間終了後、遺骨を骨壺から取り出して共同埋蔵場所へ埋蔵する方法）と共同埋蔵方式（個別埋蔵期間を設けず、直接共同埋蔵場所へ埋蔵する方法）の2通りの埋蔵方式があり、個別埋蔵方式では約800体、共同埋蔵方式では約4,000体の骨壺又は遺骨を収蔵することができる。

こうした状況を踏まえ、供用開始に向けて、条例の改正が必要となったものである。

＜施設整備概要＞

- ・設置場所：上田市霊園（上田市諏訪形1756番地）
- ・構造（仕様）：鉄筋コンクリート造 平屋建て 床面積：約40m²
- ・事業期間：令和6～7年度
- ・供用開始年月：令和8年4月
- ・事業費：88,256千円（見込）（うち令和7年度予算額：84,560千円）

3 改正の内容

- (1) 合葬式墓地の導入に伴い、従前の普通墓地との体系を整理し、定義の追加等により施設区分を明確化。
- (2) 承継未届や長期所在不明の場合の利用権消滅事由を新設。
- (3) 合葬式墓地について個別・共同埋蔵の方法や利用資格、承継範囲、禁止事項、記名板の扱い等を規定し、料金体系も新設するなど、全体の運用ルールの整備。

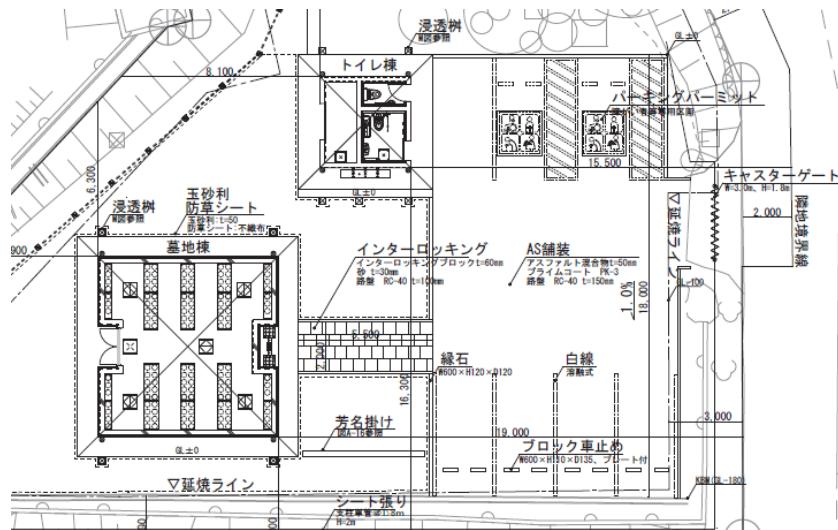
4 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

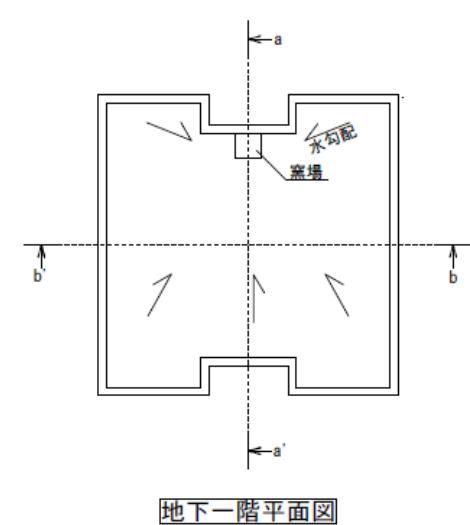
位置図



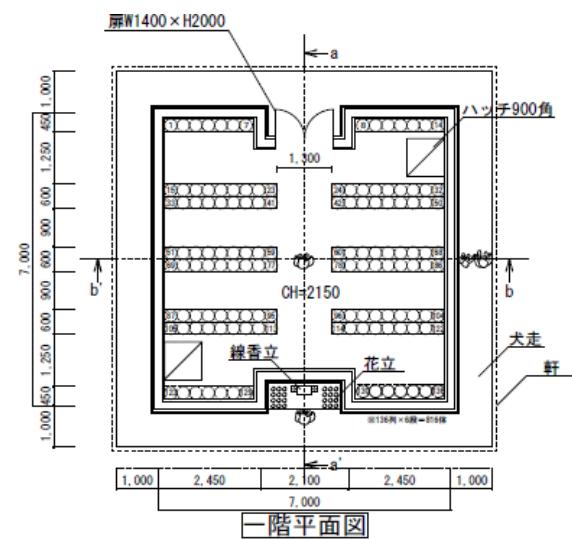
レイアウト図



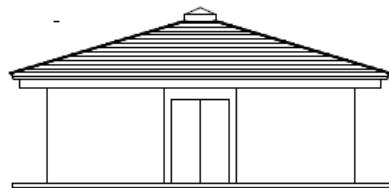
平面・立面・断面図



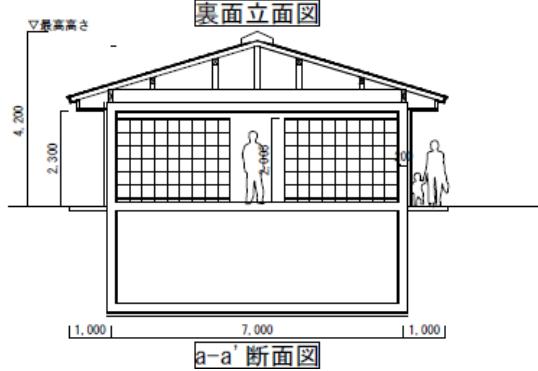
地下一階平面図



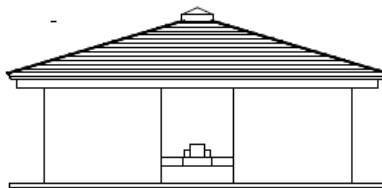
一階平面図



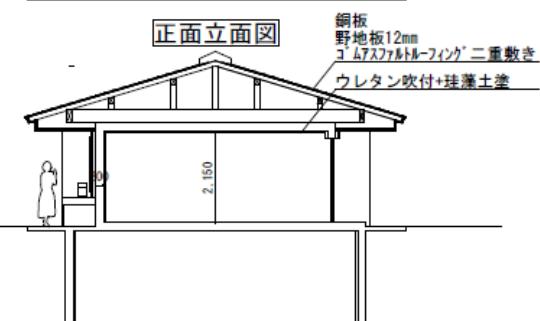
裏面立面図



a-a'断面図



正面立面図



b-b'断面図